

○総務省告示第五号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第二号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和五年一月十六日

総務大臣 松本 剛明

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。